

欧州委員会「特許と標準」AIPPI JAPANからの意見

質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
1.1.1	Q 1.1.1 特許が関与する標準化の分野	あなたの知る限りにおいて、現在進められている標準化作業のうち、どの技術領域 及び/もしくはは どの技術分野において、特許がますます重要な役割を果たすようになりそうだと思うか？ このような重要性アップの背景に、どのような原動力があるのか？	標準化において特許が重要な技術分野:通信接続技術・画像符号化/画像認識技術/スマートグリッド/IoT 背景:2つのビジネス(製品やサービス)を単一の企業の持つ技術で全て賄うことが昨今では、ますます困難になってきているため。
1.1.2	Q 1.1.2 傾向と影響	特許が関与する標準化の増減について、全体的な傾向があるか？ そのような傾向について、実務に何らかの影響はあるのか？ビジネスモデルは変わりつつあるか？	特許が関与する標準化の増減についての傾向:増加傾向にある。 実務への影響:標準化策定に関するSEPが増えるため、ライセンス業務の負荷が増大する。
1.1.3	Q 1.1.3 標準化の普及/複雑化	全体的に見て、あなたの活動分野/関心分野において、標準化の役割が増しているか？ 標準は、より緻密で網羅的なものになってきているか？ また、この傾向は標準化システムの機能にどのような影響があるか？	*他社製品との相互運用性を重視して製品開発を進める必要があるため、他社技術・他社特許へアクセスできる機会として標準化活動の役割が高まっている。 *標準策定が、従前の標準技術の改良を繰り返す場合、標準に関与する特許および策定された標準は、狭い技術範囲の改良技術である。
1.1.4	Q 1.1.4 技術革新を支える標準化	特許が関与する標準化は、技術革新・新しい技術の導入に貢献する、とあなたは考えているか？ yesの場合、それはどの領域においてか？ 技術的に中立な標準化は、これら領域において同様に、技術革新を促進させるだろうか？ 標準化では、特許でカバーされる要素を除外することにより、細部を減らすべきだろうか？	特許が関与する標準化は、技術革新・新しい技術の導入に貢献する、とあなたは考えているか？:YES ただしこれは、その技術に関与する特許権の権利者が標準化活動に参加していることが前提である。 yesの場合、それはどの領域においてか?:相互接続性や互換性が重要となる分野(通信、放送、AV符号化等) 技術的に中立な標準化は、これら領域において同様に、技術革新を促進させるだろうか?: NO 標準化では、特許でカバーされる要素を除外することにより、細部を減らすべきだろうか?:NO 標準化作業で特許が関与する技術を除外すれば、結果的には先進性の高い技術を実装した製品の普及にはつながらず、標準化活動が意味を持たなくなるから。
1.2.1	Q 1.2.1 取り込みが多すぎ/少なすぎの問題	特許権利化された技術の取り込みが多すぎる標準だと、あなたが考えるような標準化の分野はあるか？また、より多くの特許権利化された技術を取り込むことにより、恩恵を得られる領域はあるか？	N/A
1.2.2	Q 1.2.2 含める判断の基準	「標準を特許保護された技術で構成するかどうか？」および/もしくは「標準に特許で保護された技術をもっと含めるべきか？」を判断する際には、何を基準とすべきか？ どのようにしてコストと恩恵の分析を進めることが可能か？ ベンチマークには何をを使うことが可能だろうか？	得られる機能・性能の必要性から判断するべきであり、特許権の有無はその次の判断基準とすべき。
1.2.3	Q 1.2.3 含める判断のプロセス	<標準に特許権利化された技術を含める/含めない>の判断は誰がすべきか？ 標準に特許権利化された技術を含めることを提案する者/組織に対しては、<含める>ことの根拠を求めるべきか？ 求めるべきである場合、正当化される根拠として最低限どのような要素がカバーされるべきか？	標準の策定の議論を経て、結果として特許が含まれるかが決まる。
1.2.4	Q 1.2.4 Disputes over inclusion 含めるかどうかを巡る論争	<標準に特許権利化された技術を含める/含めない>の判断を巡る法律論争について何かご存じか？ その論争における主な事実関係、論争の結末はどのようなものだったか？	N/A
質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
1.3.1	Q 1.3.1 これら2つのケースの妥当性	あなたの知る限りにおいて、上記2つのケースは発生しているか？もし発生しているならば、「いつ」「どれくらいの頻度」なのか？ 回答においては、上記に特定したそれぞれの条件が何故生じたのか、詳細を説明してほしい。また、その結末はどのようなものであったのか？	N/A
1.3.2	Q 1.3.2 特許権者による防御手段	標準策定プロセスで、特許保護された技術への優先的アクセスを濫用される---あなたはこのようなリスクがあると思うか？ そのようなことは発生しているか？ 特許権者はどのように自分の特許権を守ることができるだろうか？	N/A

質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
2.1.1	Q 2.1.1 最適な規則と慣行	様々な規則と慣行が、特許が関与する標準化を左右している。これらの規則と慣行のうち、どの部分がうまく機能しており、維持・拡大されるべきだろうか？ 他方でどの部分が改善され得るであろうか？ もし標準策定団体が特許ポリシーをより明確にするならば、これは有益である、とあなたは考えるか？	<p>維持されるべき点: 標準必須特許のライセンス条件について、「RF」「FRAND」「実施許諾を行う意思が無い」いずれかの条件が明示されることが標準化策定作業の慣行となっている点。</p> <p>改善され得る点: 実際の国際標準に関する特許係争においては、必須特許のFRAND宣言だけでは国際標準の安全性が確保されるとは言えない。従来より、MPEG-LAでは関連特許についても一定の安全性を確保する方策がとられている。例えば、SEPのLicensorは、そのSEPを参照して関連技術の特許化したLicenseeから、非合理的な条件で権利行使をされた場合、そのLicenseeへのSEPのライセンスを終了させることができる。標準の使用上の安全性を標準化団体がこのような措置を採ることで確実なものしていくことも、改善案として検討してはどうかと考える。</p> <p>IPRポリシーの明確化について: 各標準策定団体がバラバラにIPRポリシーの内容を明確化するのではなく、国際的な枠組みのなかでポリシーの基本部分を共通化したうえで、各団体がこれに準拠して運用する---という方法が望ましい。</p>
2.1.2	Q 2.1.2 傾向とイニシアティブ	適切な規則と慣行は、絶えず進化している。あなたは、何か特定の傾向がある、と見ているか？ 最近に見られた、向上するためのイニシアティブの中で、「期待が持てて、注目に値する」とあなたが思うものは何だったか？ 標準策定団体以外の領域で、あなたが有益だと思うようなイニシアティブはありますか？ (例えば、特許庁による、特許の質を向上するイニシアティブ など)	標準策定団体における文書を公開文書として、特許先行技術検索の対象とする特許庁の動き。ただし、特許庁と標準化団体が文書の公知性の定義について合意することが前提になると考える。
2.1.3	Q 2.1.3 各標準策定団体の、規則と慣行の違いについて	各標準策定団体間では、特許ポリシー 及び/または 実際の<標準必須特許>の取扱いに大きな違いがある、とあなたは思うか？ 違いがあると思う場合、これらの違いにより実際にどのような影響があるか？ 違いがあると思う場合、これらの違いのうち、①どれが問題をもたらすか？ ②正当であると思うか？	IPRポリシーは、RF前提のものとRAND前提のものに大きく分けられる。どちらでも団体の意思で決めれば問題はない。
質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
3.1.1	Q 3.1.1 透明性問題の範囲/優先すべき領域	あなたが関心を寄せる標準化の分野では、特許の透明性が十分に確保されているか？ これら標準化分野うち、どの分野で特に透明性が良好で、どの分野で透明性が不十分か？	どの標準も標準必須特許の透明性が不十分である。
3.1.2	Q 3.1.2 事前の透明性	あなたの経験では、標準策定に導く議論において、関連特許の状況について十分な知識を持っていたか？ 関連特許の状況について、著しく不正確な想定に基づいて標準が決定される---という状況を、あなたは経験したことがあるか？ そのように不正確な想定に至った原因は何か？ その結果はどうであったか？ 全ての利害関係者がその議論に参加しているか？	N/A
3.1.3	Q 3.1.3 事後の透明性	ライセンサーとして もしくは ライセンシーとして、あなたは、関連特許のライセンスをどのように着手しているか？ 関連特許、その権利者、見込みのあるライセンシーは誰か、などを特定する手段は何ですか？ そのような特許の状況について、情報収集にかかる費用は幾らか？	N/A
3.1.4	Q 3.1.4 透明性が無い部分	特許の透明性が不十分であると思う領域において、特許の状況のどの側面が透明性が不十分であるか？ : 1) 特許の存在、2) 特許の有効性、3) 関連する標準における特許の必須性、4) 特許の所有者、5) 特許の権利行使度、6) 現存するライセンス/パス・スルーによる特許の適用範囲 7) その他 ---説明をお願いします。	1) 特許の存在、4) 特許の所有者
3.1.5	Q 3.1.5 影響/リスク	特許の透明性が不十分であることの影響は何か？ どのようなリスクが生じるか？ これらのリスクが顕在化することでどのような(経済的)影響があると考えられるか？ →もし適切ならば、①事前の透明性と事後の透明性 ②上述した<特許の透明性>について異なる観点があれば、これらは区別して書いてほしい。	N/A
3.1.6	Q 3.1.6 個別対処のコスト	あなたが関心を寄せる観点において、特許の透明性が不十分だ、とあなたが感じた場合、あなたはその状況をどのように対処するか？ あなたは積極的に情報収集を行うのか？ それとも、ロイヤリティを要求する特許権者・ライセンスを求める実施者から連絡を受けるまで待つのか？ 特許の透明性が低い状況に対処するにあたっては、どのようなコストが発生するのか？	N/A
3.2.1	Q 3.2.1 (特許宣言)義務のきっかけ(トリガー)	特許宣言義務は、①標準策定団体のメンバー、②特定の標準化プロジェクトの参加者、③標準のドラフトに対し、(特許権利化された)技術を直接提案する---のいずれかによって トリガーが引かれる可能性がある。それぞれのトリガーについて、あなたの考えを教えてください。(長所と短所)	N/A

3.2.2	Q 3.2.2 必要な努力	特許権者は、自分の特許ポートフォリオにおける関連特許を特定するにあたり、どのような努力が求められるか？ また、そのような努力は、その特許権者が、特定の標準策定過程に参加する度合いによるべきか？(例: その特許権者が積極的に、問題となる技術に貢献したかどうかによる…とか)	標準策定への参加の度合いによらずに、すべての参加者は保有する関連特許の特定をするべき。
3.2.3	Q 3.2.3 特許宣言のプロセス	もしあなたが、特許宣言を必要とする標準策定団体に活躍している特許権者である場合、実際にあなたはどのようにして特定の特許を宣言する義務に尽しているか？ (宣言対象となるような)特許を特定するためには、具体的にどのような手順が取られるか？ そして、あなたの組織において、どの部門がこれに関与するか？	社内の特許調査を実施し、特許と規格書を比較して、必須特許と判断できるものについては特許宣言をしている。
3.2.4	Q 3.2.4 特許宣言のコスト	特定の特許を宣言する義務に尽じるためのコストはいくらか？ ①特許を特定し、②標準策定団体へ連絡するための費用はいくらか？ 標準策定団体の知財ポリシーでは義務となっていない場合でも、貴社のポートフォリオにおいて標準に関連する特許を調査するか？もし調査する場合、あなたの取組みかたは調査過程、費用で違いが出てきますか？出来る限り具体的に記載してほしい。	②のコストは①に比べると考慮しなくてよいくらい小さい。①は様々。
3.2.5	Q 3.2.5 包括的な特許宣言	標準策定団体の一部においては、団体参加メンバーに対し、通常は、個別の標準必須特許の特定を求めずに、標準必須特許を所有している旨の宣言を要求している。 あなたはそのような特許宣言が十分な透明性もたらすと信じますか？ 必要ならば、(このような特許宣言のやり方が)十分であるとあなたが考える状況と、十分でない とあなたが考える状況を分けて、あなたの回答が正しいことを説明してください。	NO.白紙宣言(Blanket Declaration)だけでは透明性は不十分である。 1.特許権の番号・特許の内容を 開示してFRAND宣言した場合:特許群の存在と各特許の位置 付けが明瞭になり、合理的なライセンス額が推定できる。また 「差止請求されない」ことが透明になる。 2.番号不特定であるものの、全てRFで出す場合:ライセンス額 の推定が不要であるので十分である。
3.2.6	Q 3.2.6 範囲/詳細	標準策定団体が、<特許権者は個別に、関連特許を特定する>ことを求める場合、そのような関連特許についてはどのような情報が伝えられるべきか？ 特許権の番号だけで良いか、それとも他の情報も必要か？ 特許権者に対して、①その標準の どの部分に、特許宣言した特許が該当しているのかを特定する ②なぜ、その特許は、その標準に関連しているのかを説明する--- の2点も求める場合、その利点と コストは？	特許番号と対象規格の関連項目の特定。
3.2.7	Q 3.2.7(特許宣言に)従わない場合の影響	特許権者が特許宣言義務に応じない場合、どのような結果であるべきか？(その標準にとって、その特許権者にとって、ライセンス交渉にとって) それぞれの標準化団体は、アクションを取るべきか？ そのアクションはどうあるべきか？ 特許宣言義務に応じない場合にどうなるか、について十分に理解しているか？	宣言しない場合は、特許を保有しなものとみなすことにすればよい。
3.3.1	Q 3.3.1 当初の正確性	あなたの経験上、特許宣言された時の<宣言の信頼性>とは何か？ どの標準化分野において/特許宣言のどの部分について、<当初の正確性>を改善する必要があるか？ <当初の不正確性>の原因として何が、特に、特許宣言の有益性に有害であると思うか？	N/A
3.3.2	Q 3.3.2 要求事項のアップデート	特許宣言者に対しては、上述(1)~(4)のようなケースが発生した場合に特許宣言の内容を更新するよう求めるべきか？また、それぞれの長所と短所は何か？	(1)は求める必要がある。(2)、(3)は長期間のケアが必要になるのでコストがかかる。努力義務のレベルが適当と思われる。(4)はポリシーで定める。
3.3.3	Q 3.3.3 特許宣言のチェック	特許宣言書は、特許宣言者以外の第三者によるチェックを受けるべきか？また、誰がこのチェックを行うべきか？(標準化団体のメンバー/標準化団体本体/標準化団体を代理する第三者/特許事務所---による精査) チェックの範囲は？(標準の必須性、有効性、法的強制力、その他) チェックのためのコストは誰が負うべきか？ チェックするようにしたこと、特許宣言義務を軽視する動機が生じる---これをどのように避けることができるだろうか？	N/A
3.3.4	Q 3.3.4(特に)必須性のチェック	上述した質問(3.3.3)に対するあなたの回答によるが、実際には<必須性のチェック>をどのように行うことができるだろうか？ (第三者にとって)必須性をチェックするため、平均してどのくらいの掛かり、そのコストを最小限に抑えるためには何が出来るだろうか？ 費用的・時間的に効率が良い、必須性チェックの設定について、あなたは理解しているか？ チェックするようにしたこと、特許宣言義務を尊重しない動機が生じる---これをどのように避けることができるだろうか？	N/A

3.4.1	Q 3.4.1 公開について	標準策定団体は、特許宣言の情報を公開すべきか？ 個人情報保護に何らかの影響があると思うか？ 特許宣言の情報へのアクセスについては、どのような状況下で、アクセス制限、アクセスへの課金が 正当化されるだろうか？	標準策定後であれば公開すべきである。宣言で公開する個人情報 は特許明細書に開示されている内容と同等であれば影響 は小さいと考える。
3.4.2	Q 3.4.2アクセスのしやすさ	標準策定団体で起用されている、特許宣言の情報公開のための 様々な方法について、あなたの考えは？ そのような様々な方法のうち、あなたは特にどの方法が役立つと思 うか？またその理由は？	IETFのように宣言書をDB化し、規格のバージョンや宣言者毎に 検索できた方が使い易いと感じる。
3.4.3	Q 3.4.3情報の集約化	一部の標準策定団体では、特許宣言の情報に加え、特許庁など他 の情報源から情報を得て、これらの情報を集約している。このよう な動きについて、あなたの考えは？ (特許庁に加え、)他にどのような情報源を使うべきであり、どんな情 報を付加すべきであろうか？	集約しているのであれば、規格を利用する側にとって利便性が 高いと思われる。
3.5.1	Q 3.5.1 一般的な質問	<標準策定団体が起用する特許宣言の仕組み>を強化する以外 に、標準化関連特許の透明性を高めるための手段として何ができ るであろうか？	N/A
3.5.2	Q 3.5.2 公有特許の可視化	「標準化」の文脈での「公有特許の可視化」とは (1)特定の技術領域/製品領域に関連する特許で、これに関連する 標準が特定され かつ (2)この情報がすべての関係者で共有される ---という活動となろう。 あなたは、このような「公有特許の特許可視化」が有益だと思うか？ 特にどの領域で有益となるか？ 誰がこの活動を行うべきだろうか？(例:特許事務所、民間のサー ビス提供会社、公的機関) また、この活動の資金をどのように調達すべきか？	N/A
質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
4.1.1	Q 4.1.1普及	①あなたが関心を寄せる活動領域においては、標準必須特許の移 転がどの程度一般的なものとなっているか？ ②標準必須特許は、多少なりとも、他の(標準必須ではない)特許よ りも頻繁に移転されているか？ ③標準必須特許の移転費用に何らかの傾向があると見ているか？ ④このような移転は、大抵、個別の特許に関するものか？それとも、 それよりも広い特許ポートフォリオに関するものか？	①あなたが関心を寄せる活動領域においては、標準必須特許 の移転がどの程度一般的なものとなっているか？: 定量的に 表現できないが、移転はなされている。 その他の設問:N/A
4.1.2	Q 4.1.2問題と影響	①あなたの経験では、標準必須特許の移転との関連で発生する典 型的な問題は何か？ ②このような特許の移転は、標準必須特許の所有者の断片化につ ながっているか？ ③このような特許の移転は、多少なりとも、紛争・訴訟につながっ ているか？ 移転された特許のロイヤリティ金額、標準に関するすべての必須特 許のロイヤリティ総額への影響は？	①NPEに特許移転されることにより、自社特許による事業防衛 が無効となること。 ②特許の所有者の断片化につながる例がある。 ③つながる例がある。④ロイヤリティは高くなる傾向となる。
4.1.3	Q 4.1.3特許不実施主体(NPE)	あなたは、標準必須特許の技術を含んでいる製品の製造・販売をし ない相手に対する、標準特許の移転に直面したことがあるか？こ れにより、あなたはどのような影響があるとわかったか？	①直面した例がある。具体的には、製造・販売をしない企業に 対して移転された標準特許に基づき、侵害訴訟の提起や警告 状の送付。 ②保有の特許に基づくカウンターを与えられない相手方(NPE) から高額な請求を受ける恐れがある。
4.2.1	Q 4.2.1有効性についての影響	標準必須特許の移転は、<標準策定団体における特許ポリシーの 既存規則を回避してしまう>もしくは<既存規則の有効性を弱めてし まう>---というリスクがあるだろうか？ 可能ならば実例を挙げて、説明してほしい。	N/A
4.2.2	Q 4.2.2 具体的な規則	①あなたが関心を寄せる領域では、標準必須特許の移転を規定す る規則はあるか？②またそのような規則について、あなたにはどの ような経験があるか？ ③そのような規則が何もない場合、そのような規則が必要と見てい るか？ ④そのような規則の目的はどのようなことであるべきだろうか？(例: 所有権の透明性を確保するため/法務的・事業的確実性を確保する ため/訴訟リスクを減らすため/円滑なライセンス手続きを促進するた め/研究開発活動を促進するため 等)	①標準特許の移転を規定する規則は、ない。 ②標準特許の移転についての規則に関連する経験はない。 ③標準団体における特許ポリシーや、標準に関してなされた FRAND誓約が、特許に付随して移転する旨の規定は最低限必 要と考える。 ④訴訟リスクを減らしたり、円滑な(特に妥当な実施料に基づく) ライセンス手続きを促進するため。

4.2.3	Q 4.2.3 誓約の移転	<p>①移転された標準必須特許(SEP)の新たな所有者が、最初の所有者によってなされたFRAND条件のライセンス誓約に、確実に縛られるようにするためには、どのようなことが可能だろうか？</p> <p>②この点に関して標準策定団体ができることは何か？</p> <p>③標準必須特許(SEP)を売り渡す側は何をする必要があるか？ 最初の特許権者が適用したライセンス条件(ロイヤリティ料金も含む)は、新しい所有者の<FRANDの概念>の解釈に影響を与えるべきか？</p>	<p>①標準団体のポリシーに、メンバーに対して特許の移転や排他的実施権の許諾に際して、FRAND誓約が特許や排他的実施権に付随させることを義務付ける規定を盛り込む。または、法律に同様の規定を盛り込む。</p> <p>②上記の規定をポリシーに盛り込むこと。</p> <p>③解釈に影響を与えるべきである。標準特許を売り渡す者は、当該特許についてFRAND誓約がなされていること、FRAND誓約が特許の移転付随するものであることを移転の条件とする。特許を売り渡す者は、裁判手続やその他問い合わせがある場合に、かかる条件で特許を売り渡したことを示す書面を、開示するものとする。</p>
4.2.4	Q 4.2.4 権利のライセンス	<p>あなたは<権利をライセンスする仕組み>の利用に関与したことがあるか？</p> <p>あなたの意見・経験として、この仕組みに関連した利点・リスクは何であると考えているか？</p> <p>国を跨いだ事柄として、<権利のライセンス>規定の信頼性が低下するような、重要な相違点はあるか？</p>	N/A
質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
5.1.1	Q 5.1.1 目標とする領域	<p>パテントプールを有益にさせる状況・外的要因とは何か？</p> <p>パテントプールが有益であろうにもかかわらず、(実際には、プールを)設置できなかった---という標準を(何か)知っているか？</p>	<p>初期のころには、SEPのライセンス料を過去の高い料率から現実的な料率の相場観の醸成に意味があった。しかし、判例に従うと、一件当たりのライセンス料が低くなり、プール運営会社のコストを差し引くと、プールに参加する企業にメリットがなくなって来たのが原因。</p>
5.1.2	Q 5.1.2 パテントプールの利点	<p>上記Q5.1.1記載の状況において、特許権者・特許使用者それぞれにとっての、パテントプールの利点とは何か？</p> <p>また、パテントプールの組織運営の、どのような側面が、これら利点に関係していると考えますか？</p>	<p>特許権者にとっては、自分でライセンス交渉の必要がない。特許使用者にとっては、多くの必須特許がプールに集まっていると利点になり得る。さらに、特許の利用者にはロイヤリティーが合理的な値に抑えられるメリットがある。</p>
5.1.3	Q 5.1.3 パテントプールの代替手段	<p>標準必須特許の所有権が広く分散する状況下で、効率的にライセンスするために、どのような(パテントプールの)代替手段があると思うか？</p>	N/A
5.1.4	Q 5.1.4 プール設置の難しさ	<p><パテントプール設置の難しさ>とは主には何だと思うか？</p> <p>また、これらの困難についてはどのように取り組むことが可能か？</p> <p>欧州連合(EU)／欧州経済領域(EEA)諸国間、もしくは 世界各国間では、パテントプールの設置をより困難させる国内法、もしくは 法律の適用 に何か違いはあるだろうか？</p>	<p>(1) EU競争法や各国独禁法によって、どこまでパテントプールが合法なのか、たとえば市場占有率が高くてもいいのかが明確でない。</p> <p>(2) そもそも非実施機関(NPE)は当初からパテントプールに参加しないことが多いことが指摘されている。</p>
5.1.5	Q 5.1.5 プール設置費用	<p>プールの設置にはどのような費用が必要になるか？(あなたは概算をお持ちか？)</p> <p>これらの費用は何によって決まるのか？</p> <p>これら費用の資金は通常どのように調達されるのか？</p>	N/A
5.2.1	Q 5.2.1 パテントプール参加の判断	<p>特許権者がパテントプールに参加するかどうかの判断をする際に、影響を与える要因は何か？</p>	N/A
5.2.2	Q 5.2.2 プール参加のインセンティブ	<p>(プールを設置すれば有益なのに設置できなかった、という)均衡状況は、どのような前向きな影響を受け得るだろうか？</p> <p>パテントプールへの参加が増えるために、公的機関あるいは標準策定団体はどのようなインセンティブを与えることができるだろうか？</p>	N/A
5.3.1	Q 5.3.1 プール設置の時期	<p>標準策定プロセスにおいて、パテントプール設置手続きを開始する適切なタイミングは？</p> <p>パテントプール設置作業のうち、どの部分を、標準策定の議論と並行して進めるべきか？</p>	N/A
5.3.2	Q 5.3.2 標準策定団体(SSOs)の役割	<p>パテントプールについて、標準策定団体はどのような貢献ができるだろうか？</p> <p>標準策定団体は、パテントプールに助言すべきか？</p> <p>標準策定団体は、パテントプールの事務作業を提供する および/もしくは選定すべきか？</p>	N/A
5.3.3	Q 5.3.3 公的機関の役割	<p>パテントプールの設置を促進するために、公的機関はどのような貢献ができるだろうか？ 公有特許はどのような役割を成しうるだろうか？</p> <p>EU域外の法制度には、EUにとっても有益となり得るような点がありますか？</p> <p>どのような条件・どのような目的に対して、公共資金援助が有益となるだろうか？</p>	N/A
質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答

6.1.1	Q 6.1.1「公平」及び「合理的」の概念	①あなたの意見としては、「公平」と「合理的」という用語はどのように理解されるべきと考えるか？ ②上記方法のうちのどれが、特に適切であると考えられるか？ ③他のどの方法が重要だと思われ、複数を参照するならばその適切な組み合わせはどれになるだろうか？	①ビジネスの参入障壁になるような不当な条件(高額なロイヤリティ等)でないこと。 ②標準化の枠外の、同様の取引における市場価値を参照することによる定義 ③N/A
6.1.2	Q 6.1.2 FRANDではない条件でのライセンス事例	FRAND条件を満たさない、標準必須特許のライセンス事例を、あなたは知っているか？詳細をできるだけ詳しく書いてほしい。	N/A
6.1.3	Q 6.1.3交渉に必要な時間	あなたの経験では、FRAND条件の交渉には平均してどのくらいの時間が掛かっているか？何が、交渉期間の長さを左右しているのか？ 標準必須特許ライセンスのFRAND条件の合意については、他の同様な特許ライセンス交渉と比較すると、それなりに 困難を伴うのか(または)すばやくできるのか？	N/A
6.1.4	Q 6.1.4当初のオファーと結果	「公平」で「合理的」という用語は、特許権者から出される当初のオファーに関連があるか？それとも実際の交渉結果に関連があるのか？ ライセンサーの最終オファー/ライセンシーの最終オファーとの間で、条件に大きな開きがあったFRAND判決を、あなたは何か知っているか？	当初のオファーと実際の交渉結果の両方に関係がある。 判例については、モトローラvsマイクロソフト の判例を参照。
6.1.5	Q 6.1.5ライセンス条件の合理性を確実にするための、その他の手段	①所定の標準におけるパテントプールの価格は、FRAND条件の代用となり得るか？ ②代用としてのパテントプールの利用の限界とは何か？ ③このような手段がもたらす偏り(バイアス)はどのように回避できるか？	①代替となり得る可能性はある。 ②必須特許の所有者がパテントプールに必ず入るとは限らないこと。 ③N/A
6.2.1	Q 6.2.1現存するガイドンス(手引き)	あなたの知る範囲では、<FRAND>の定義について、どのようなガイドンス(手引き)が(規制当局、標準策定団体、裁判所などに)存在しているか？ これらのガイドンス(手引き)のうち、どれが特に有益だと考えるか？ ガイドンス(手引き)が増えることには歓迎するか？ (歓迎するならば、)FRANDの、どのような点についての手引きを歓迎するか？	N/A
6.2.2	Q 6.2.2片務的な事前開示	標準必須特許(SEPs)のライセンスを促進するために、ライセンス条件の片務的な事前開示が果たす役割が拡大すること—あなたを歓迎するか？ この場合、どのような形態を取ることが可能だろうか？ このような施策を促進するために、標準策定団体はどのような仕組みを作るべきだろうか？ また、この仕組みは、強制的が良いのか、自発的が良いのか？ この事前開示については、最も制約のある条件に関してのみ、とすべきだろうか？	N/A
6.2.3	Q 6.2.3パラメータの事前設定	代替として、今後FRAND条件でのライセンスを促進するために、標準策定団体の内部もしくは外部で行われる技術委員会での議論冒頭にて、不正競争法の制限範囲内で、FRANDのパラメータ(範囲)を設定すること—は効率的であろうか？ そのパラメータは… ①ロイヤリティベース(最終製品でのロイヤリティ、コンポーネントレベルのロイヤリティ、コンポーネントの場合ほどのコンポーネントか) ②ロイヤリティの種類(一括での総額、単価あたり、製品/コンポーネントの価値の割合) …があり得る。不競法違反とならずに、もっと実践的にライセンスを行うためには、その他にどのようなパラメータについて、先行して議論する必要があらうか？	N/A
6.3.1	Q 6.3.1ポートフォリオライセンスの利点	特許権者・特許実施者それぞれにとって、ポートフォリオライセンスの利点とは何か？ 企業間において、所謂「freedom to operate」や「patent peace」はどれくらい重要なのか？ (この回答には、範囲の問題も含めること。(例:地理的範囲、製品範囲、将来的な特許を含める など))	N/A
6.3.2	Q 6.3.2ポートフォリオライセンスの価値の判断	ポートフォリオのライセンスの一部に、有効性・必須性・権利侵害・法的強制力について意見の不一致がある場合、広範囲なポートフォリオについてのライセンスの価値は、どのように判断することができるだろうか？ サンプリング(例:ポートフォリオの代表的な特許群をレビューする)は、パテントポートフォリオを評価する良い手法だろうか？もし良いと思われるならば、どのようにサンプリングを行うべきか？	N/A
6.3.3	Q 6.3.3クロスライセンス	①クロスライセンスの利点とは何か？どんな問題が生じるか？ ②「公平」で「合理的」という概念は、どのようにしてクロスライセンスに当てはめられるだろうか？	①クロスライセンスの利点とは何か？:Term&Conditionが当事者同士の協議と合意で決められるので、Win-Winで決着することができること。訴訟を回避できること。 どんな問題が生じるか？: N/A ②「公平」で「合理的」という概念は、どのようにしてクロスライセンスに当てはめられるだろうか？: N/A
6.4.1	Q 6.4.1妥当性と影響	①あなたの経験では、ロイヤリティ・スタッキングはどの程度一般的か？ ②また、過去の/現在進行中の/計画中の—標準化のうち、どの分野において、ロイヤリティ・スタッキングが存在する(もしくは)発生しそうであるか？ ③そのような状況下では、どんな問題が生じるか？ ④個々の企業はそのような状況にどのように対処し、コストはどれくらいかかるか？	①N/A ②情報通信分野 ③ロイヤリティがかさみビジネスが成り立たない可能性がある。 ④N/A

6.4.2	Q 6.4.2 調整メカニズム	①ロイヤリティ・スタッキングの状況に対しては、どのような形態の自主的調整メカニズムが効果的か/効果的になり得るか？ ②調整メカニズムは、単一の標準に限定すべきか、標準のファミリーをカバーすべきか、製品タイプに関連した全ての標準をカバーすべきか？ 例えば有力なライセンス取得グループにより、このようなメカニズムが濫用される---といったことは、どのようにして回避することができるか？	①プール設立による権利者間の調整。特許権者間で特許権者ごとのロイヤリティ額を調整しておく。 各特許権者ごとのロイヤリティ額の上限を設定しておく。 ②N/A ③「優越的地位の濫用」や「拘束条件付取引」を伴う場合は独占禁止法や競争法で制限する可能性があると考え。
6.4.3	Q 6.4.3 価値を配分する方法	①ロイヤリティ・スタッキング対処方法の向上、もしくは裁判官がFRANDに相応の価値を見出させるようにするために、特許権者と所定の標準との間で価値を配分する最も良い方法は何だろうか？ ②単純な特許数の場合、どのようにすれば特許出願の急増を回避することができるか？	N/A
6.5.1	Q 6.5.1 現行のビジネス慣行	①あなたが活動している(あるいは)関心のある標準化の分野においては、どの程度のバリューチェーン(例:コンポーネント、一連のコンポーネント、最終製品)が標準必須特許のライセンスで発生しているか？ ②また、このようなビジネス慣行は、全ての特許権者/特許実施者にあてはまるものか？それとも異なるビジネス慣行があるのか？	①コンポーネントの場合も最終製品の場合も両方ある。②N/A
6.5.2	Q 6.5.2 ロイヤリティの基礎	種類が異なる製品(所定の標準もしくは一連の標準に全面的に依存するような製品、もしくは、一連の標準または複数の技術に殆ど依存するような製品)にライセンスを認めるためには、ロイヤリティの基礎をどのように選択すべきだろうか？ 製品において所定の標準の実施するためには、ロイヤリティの種類を合理化する(例:製品価値/販売額1台当たりのロイヤリティの比率で、あるいは総額で)ことが、どの程度望ましいか(あるいは)実現可能であるか？	N/A
6.5.3	Q 6.5.3 明確にすることの必要性	①あなたの意見としては、この問題はあなたが活動中の(あるいは)関心を寄せる領域の標準策定団体の特許ポリシーに述べられているか？ ②もっと明確な規則が必要か？ それとも結論を出さぬままにしておくべきか？	①IPRポリシーには述べられていない。 ②一部の標準に関しては、もっと明確なルールが必要である。標準は革新的技術を社会に広めるためにあり、使用上の安全を担保すべきであるから。
6.5.4	Q 6.5.4 変化の影響	特許権者に対して、バリューチェーンの一段階においてのみライセンスする権利を付与したり否定したりすることで、特許権者がその他の段階で実施者に対するライセンスを認めたり拒否することになる---この場合の利点とは何か？ 特許権者に与える影響、コンポーネントメーカーに与える影響、最終製品メーカーに与える影響、標準化制度自体に与える影響、これらを区別して説明して欲しい。	N/A
6.6.1	Q 6.6.1 実務における定義	あなたの意見では、「非差別」原則についての最も良い定義とは何か？ 「非差別」原則のどういう点が重要であると考えるか？ 「非差別」原則の意味、「非差別」原則が実務上どのように適用されるのか、ということについて十分明確となっているだろうか？ 「非差別」原則は、特許権者による最初のオファーもしくは、実際の交渉結果に関連しているか？ 「非差別」原則は、単一の標準もしくは複数の標準に限ったオファーに関連しているか？ 「非差別的」原則は、(潜在的な)ライセンシーの義務を生じさせる、とあなたは思うか？	あなたの意見では、「非差別」原則についての最も良い定義とは何か？ :「非差別」とは、実質的に同条件であること。 「非差別」原則のどういう点が重要であると考えるか？ :実質的に同条件であることが重要。 「非差別」原則の意味、「非差別」原則が実務上どのように適用されるのか、ということについて十分明確となっているだろうか？ :NO(十分明確にはなっていない) 「非差別」原則は、特許権者による最初のオファーもしくは、実際の交渉結果に関連しているか？ :最初のオファーには関連する。 「非差別」原則は、単一の標準もしくは複数の標準に限ったオファーに関連しているか？ :N/A 「非差別的」原則は、(潜在的な)ライセンシーの義務を生じさせる、とあなたは思うか？ :明確に義務を生じさせるとは思わない。
6.6.2	Q 6.6.2 妥当性	①あなたの経験では、「非差別」誓約は 時として/しばしば 破られることがあるか？ どのようにして破られるのだろうか？ 例示してほしい。 ②“(参加者が)差別されているかどうか”評価することを、参加者に対して認めるライセンス条件について、十分な透明性があるだろうか？	①ライセンシーは、ライセンサーが第三者(他社)へ出しているライセンスの条件を知ることができないので、非差別誓約が破られているかどうかはわからない。 ②十分透明とはいえない。
6.6.3	Q 6.6.3 差別することの正当性	権利者が(互恵的に)ライセンスする義務から、個別の実施者が除外されることがあり得る---ということについて、何か理由はありますか？ FRANDライセンスにおいて異なるライセンス条件を課すことの正当性は何だろうか？	正当性については、他の特許とセットでライセンスする場合、見かけ上条件が異なるかもしれないが、実質的に同条件ならば正当性があると思われる。
6.6.4	Q 6.6.4 現金のみ/現金同等物	①クロスライセンスなど<現金では無い>要素が実施者の一部に使われる場合のライセンス条件を比較対象とさせるために、<現金のみ>の条件がオファーされるのを予見する---ことが標準化関係者の間で議論されている。 このアイデアについてのあなたの意見は？ ②このアイデアは一部の事例にのみ適用されるべきだろうか？ ③もしそうであるならば、どのような事例に適用されるべきか？ ④これは、誠実に自分を縛るオファーであるべきか？それとも、<現金では無い>部分の現金同等推計が好ましいのだろうか？	N/A
6.6.5	Q 6.6.5 その他の仕組み/国ごとの違い	「非差別」であることを確実にするため、あなたはその他にどのような仕組みを知っているか？ (あなたが挙げるそれぞれの仕組みについて)その費用と利点は？ (あなたが挙げるそれぞれの仕組みについて)どこで、どのように実施すべきだろうか？ (→標準化団体で？それとも、法規制の中で？) 欧州共同体/欧州自由貿易連合 域内各国間、もしくは世界各国のなかで、これらの解決法についての悪い影響に“違い”はあるだろうか？	N/A

質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
7.1.1	Q 7.1.1 問題の妥当性	①あなたの経験では、特に標準必須では無いがこれに匹敵するような特許の紛争と比較して、どれぐらいの頻度で標準必須特許の紛争が発生しているか？ ②とりわけ紛争が発生しそうな典型的な状況---といったものはあるのか？ ③この点について、ビジネスモデルや製品のライフサイクルにはどのような役割があるか？	N/A
7.1.2	Q 7.1.2 主な紛争領域	①標準必須特許を巡る紛争の主な領域は何か？(侵害/必須性/有効性/価値等) ②交渉と訴訟の実務において、これら領域はどのように関係するか？	N/A
7.1.3	Q 7.1.3紛争コスト	①標準必須特許紛争を解決するための費用は通常どれくらいか？ ②実務においては、どんな要因がこれらの費用に効いてくるのか？ ③企業はどのようにして費用を最小化するのか？	N/A
7.1.4	Q 7.1.4標準化活動における紛争の影響	①あなたは標準化活動自体に紛争が影響すると感じているか？ ②標準化活動の参加者は、将来の紛争を予見し、標準化過程ではその予見に沿った行動を取っていますか？	N/A
7.2.1	Q 7.2.1 Usefulness of alternative dispute resolution: 裁判外紛争解決手続きの有用性	①あなたの経験では、裁判外紛争解決手続き(ADR)は現在、標準必須特許紛争の解決に重要な役割を果たしているか？ ②標準必須紛争が生じる時には、裁判外紛争解決手続きが、通常検討されていますか/議論されていますか？ ③この普及には何らかの傾向が見られるか？	N/A
7.2.2	Q 7.2.2ターゲット領域	どの状況/どの外的要因で、裁判外紛争解決手続き(ADR)が特に有用となりますか？ 特許を基にする標準化のどの領域で、裁判外紛争解決手続き(ADR)が特に有用となりますか？	N/A
7.2.3	Q 7.2.3裁判外紛争解決手続きの適切な方式	裁判外紛争解決手続きのうち、どの方式(調停、仲裁、その他)が、あなたは適切だと考えるか？	N/A
7.2.4	Q 7.2.4 Benefits of ADR 裁判外紛争解決手続きの利点	①特許権者・特許使用者それぞれにとって、裁判外紛争解決手続きの利点は何か？ ②これらの利点が確実に実現するために、最も重要な条件は何か？	N/A
7.2.5	Q 7.2.5難しさと費用	所定の紛争解決手続きに合意して、これを設定する当事者にとっては、主にどのような困難があり、どのような費用が発生するか？ 費用は何に依存するか？ 裁判外紛争解決手続きの規則はにおけるルールは、国家間で異なるか？、これにより問題が生じているか？	N/A
7.3.1	Q 7.3.1 あなたの経験	①裁判外紛争解決手続きの仕組みを持つ標準策定団体に、あなたは参加しているか？ ②あなたの知る限り、その仕組みは使われているか？ ③もし使われている場合、どのような経験をしたか？ ④使われていない場合は、なぜ使われないのか？	N/A
7.3.2	Q 7.3.2 標準策定団体の役割	裁判外紛争解決手続きの仕組みの設置・規定について、標準策定団体は、どの程度/どのように関与すべきか？ 裁判外紛争解決手続きの利用促進のため、標準策定団体が手続き面をより明確にすべきか？	N/A
7.3.3	Q 7.3.3 裁判外紛争解決手続き利用のインセンティブ	①裁判外紛争解決手続きを利用する当事者にはどのようなインセンティブが必要か？ ②紛争解決手続きの仕組みの種類 および/もしくは 関係する紛争の種類に応じたインセンティブを説明して欲しい。	N/A
7.3.4	Q 7.3.4自主的/強制的	①標準特許紛争の解決で、裁判外紛争解決手続きを強制することの利点とリスクは何か？ ②標準化への参加・ライセンス交渉・標準の実施において、この<裁判外紛争解決手続きの強制>がどのような結果を招くであろうか？ ③裁判外紛争解決手続きが強制される場合:標準策定団体の会員権と紐付けされるべきか?あるいは、標準化プロセスに特許化された技術を提供する---という事実、あるいはその他の事項---に紐付けされるべきか？ ④(特許)宣言する時点で、opt-in/opt-out(特許技術を標準に入れる/入れない選択)の可能性はあるべきなのか？ ⑤裁判外紛争解決手続きは完全に、訴訟に替わるべき手段なのか、あるいは訴訟前の強制段階(例:調停)とすべきか？	N/A

7.4.1	Q 7.4.1 標準必須特許紛争のための裁判外紛争解決手続きの詳細	①標準必須特許紛争に(更に)適した、裁判外紛争解決手続きの仕組みには、どのような特徴が有るべきか？ ②「標準必須特許紛争専用につくられた」裁判外紛争解決手続きはどのような構成となるか？	N/A
7.4.2	Q 7.4.2 裁判外紛争解決手続きの範囲	①標準必須特許紛争の裁判外紛争解決手続きでは、料率や有効性、必須性、侵害など、どの問題を議論すべきか？ どの領域がカバーされるべきか？ ②グローバルなライセンスについての裁定は、いつが適当で、いつが適当ではない—だろうか？ ③付随するクレームが議論すべきか？もしそうであるならば、どのように議論すべきか？	N/A
7.4.3	Q 7.4.3 手続き	①標準必須特許紛争の裁判外紛争解決手続きに関連して、あなたは、どんな手続き面の問題を経験したか？ ②標準必須特許紛争の解決においては、どんな手続き面の特徴が特に重要か？ ③仲裁者に対しては、どの程度、手続き上の裁量権を残しておくべきか？ ④不服申し立ての手続きは、あるべきか？ あるべきならば、どのような方式で？	N/A
7.4.4	Q 7.4.4期間	①紛争解決の仕組みは、どのくらいの期間が適切であろうか？ ②どのような場合に、迅速化手続きが適切か？ ③どのような手続き的/実体的方法で、迅速化手続きが通常手続きと異なるべきか？	N/A
7.4.5	Q 7.4.5透明性	①裁判外紛争解決手続きの結果は、透明性向上のために公表すべきか？ ②部分的に公表すべきならば、どの部分を公表すべきか？ ③どのような形式で公表すべきか？	N/A
7.4.6	Q 7.4.6 裁判外紛争解決手続きの形式	標準必須特許紛争に特に適している、とあなたが考えるような仲裁人の決定方式はありますか？ もしあるならば、それはどのような状況で適しているのですか？ また、「野球の仲裁」の考え方(=仲裁人が、特許権者のオファーもしくは実施者のオファーのいずれかを合理的と判断し選択することにより、紛争を解決する。あるいは、仲裁人が合理的と考える金額を提示し、そちらに近い方の特許権者もしくは実施者のオファーを選択する)は、標準必須特許紛争を解決するための実用的な形式ですか？	N/A
質問番号	質問タイトル	質問内容(翻訳)	回答
8.1	Q 8.1特許権者のための防衛	標準必須特許の権利者が、その特許の適正な報酬を得る実効性のある手段を確実に持つことができるようにし、また、ロイヤリティを払う意欲が無い もしくは ロイヤリティ支払いを遅延させるような実施者から身を守るようにするためには、何をすべきだろうか？ また、この点に関して標準策定団体は何をすることができるか？	ロイヤリティの支払意思がないとみなされる場合は、差し止め請求を認める
8.2	Q 8.2 濫用に対する防衛	標準必須特許に基づく差し止め請求が、 ①標準の実施から企業を締め出す ②「不公正・非合理的・差別的」なロイヤリティを絞り取るなどの形で濫用されないようにすることは、どのようにすれば確実にできるだろうか？	行政によるガイドラインで、差し止め出来ない要件を明確にしておく。
8.3	Q 8.3差し止め請求の普及	あなたの経験では、標準化のどの分野で、もしくはどのような状況で、標準必須特許に基づく差し止め請求が脅威になる/脅威になった、もしくは実際に請求されたか？ また、その結果はどのようなものであるか/どのようなものであったか？ 可能な限り詳細に説明してほしい。	N/A
8.4	Q 8.4差し止め請求を禁止することの影響	標準必須特許に基づく差し止め請求を禁止している、もしくは(ライセンスを受ける)意思がない実施者に対しても差し止め請求を制限している—という国があることを、あなたは知っているか？(そのような判例がある国/規制の変更をした国) ライセンス交渉において、ロイヤリティ率 または/もしくは 無報酬になるリスク といった点で、このような差し止め請求の禁止・制限の影響はあったか？ このような差し止め請求の禁止・制限を課す国では、特許権者はどのように対応したのだろうか？	N/A
8.5	Q 8.5 利害関係者間の認識	あなたの経験では、上記で取り上げたEC独禁に関する決定5 (注5)は、標準化参加メンバーの間で十分に認識されているか？ これらの独禁に関する決定についての認識を確かなものにするために、標準策定団体はどのような役割を担えるか？ またこの決定のどのような側面について追加的なガイダンス(手引き)があれば、あなたは歓迎するか？	独禁法当局からのガイドラインがあれば有効と考える。